

3章 計画・構造・意匠・技法

1. 敷地配置と平面計画

1-1 敷地配置

旧岐阜県庁舎は岐阜市司町1番地に敷地を構える。岐阜県庁舎の新築庁舎としての第1代目は、木造平屋建で明治7年(1874)に竣工した庁舎である。新築庁舎完成後、庁舎南側には38戸の官宅街が設けられ、この地域は司の町と称されることになる。以降岐阜の司町地区は、県都岐阜市の行政の中心として、一時期は岐阜市役所(現美江寺公園)も立地するなど、文字通りの核となってきた地区である。旧岐阜県庁舎は戦前からの司町の歴史的記憶を今に伝える建物である。

旧岐阜県庁舎へのアプローチは南の美江寺公園側から、まっすぐ旧岐阜県庁舎に向かう道が伸び、アイストップの先に旧岐阜県庁舎正面玄関が望む。玄関の車寄せの左右には2本のヒマラヤ杉の大木が並んで立つ。庁舎の中に入ると、3階東南隅の旧知事室からは金華山の山並みが一望できる。

旧岐阜県庁舎は敷地全体では南側に位置し、北側には昭和33年(1958)建設の増築棟が建てられ、合わせて口の字形平面になっている。

1-2 平面計画

旧岐阜県庁舎の平面計画は山の字形である。その平面計画の分析は石田潤一郎『都道府県庁舎その建



図3-1 昭和初期の司町周辺(『ふるさとの思い出写真集 明治大正昭和 岐阜』より
中央右端の白い大きな建物が岐阜県庁舎である)

築史的考察』を参照しながら、考察したい。

まず、山の字形平面計画の出現の経緯については、石田によると、大正後期から昭和初期竣工の県庁舎の平面計画は明治後期に定型となった口の字形平面が姿を消し、日の字形平面が大勢を占めるようになる。また日の字形の背面側の棟を省いた山の字形の平面も出現する。この山の字形平面は大正12年の福井県庁舎が初見であり、以後、岐阜・山梨・徳島・和歌山の各県庁舎において出現する。山の字形平面の県庁舎のうち、最初の2つの庁舎は矢橋賢吉を設計顧問に迎えており、矢橋のサジェスションに基づくものかもしれないと石田は推測している。

口の字形、日の字形平面は採光条件の悪い部屋が多数生じること、また正面と背面に両面にアクセスが必要となるため、敷地に奥行きが必要になる等の問題を抱えていた。それらの欠点を解消するため、山の字形平面が採用されたと考えられる。しかし山の字形平面にも、背面ファサードの意匠や県会議事堂への直接アクセスの問題が残る。

そういう中で旧岐阜県庁舎の平面計画は、バランスのとれた山の字形の平面計画を有しているように思われる。

南側の正面は東西に長い左右対称型の平面構成で、東と西に事務室棟のウィングが北に伸びる。正面中央に玄関と2階、3階に通じる階段ホール、3階正面には正庁、東南隅に知事室、西南隅には内務部長室を配置し、中央の階段ホールの奥には県会議

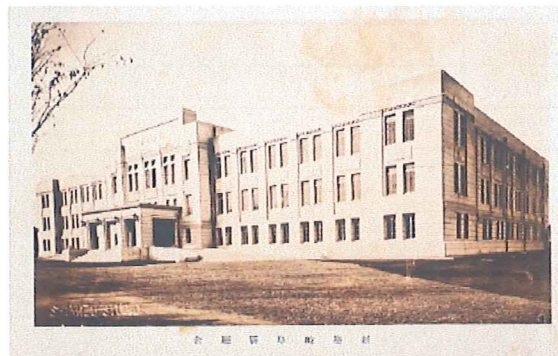


図3-2 竣工時の正面外観(『岐阜県庁舎新築落成記念写真帖』所蔵 岐阜市歴史博物館)

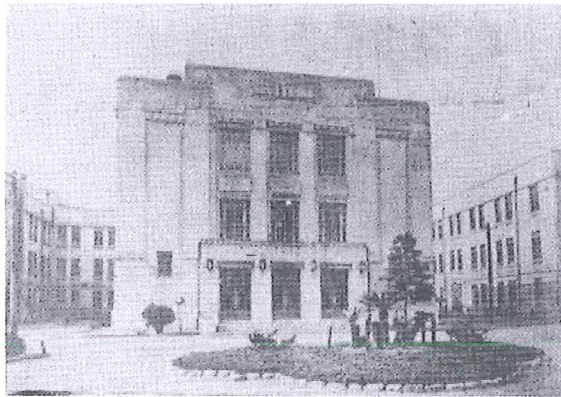


図 3-3 竣工時の旧県会議事堂棟正面（『岐阜県議会誌』より）

事堂ゾーンを設けるなど、明解な平面計画となっている。県会議事堂ゾーンはまた、北側に専用の玄関を設ける。

竣工時の写真を見ると（図 3- 2、3- 3）、正面（県庁アクセス）、背面（県会議事堂アクセス）にそれぞれ車寄せと植え込みを設けて 2つの玄関の特性を現しているほか、背面側のファサードも風格のある佇まいを有している。石田の指摘する山の字形平面の短所についても、旧岐阜県庁舎の平面計画は巧みにデザインの処理を施し得ているように思われる。

2. 構造

2- 1 構造概要と歴史的背景

我が国で鉄筋コンクリート構造物が初めて作られ

たのは、明治 36 年（1903）琵琶湖疎水に架けられたスパン 7.5m の橋梁である。しかしこの時期には、国内で構造材料である鉄筋、セメントを生産することができず、欧米から輸入していた。大正中期になりようやく国産の鉄、セメントが普及しはじめ、大正 12 年（1923）になり、日本最初の鉄筋コンクリート造の本格的事務所建築と言われる三井物産横浜支店（遠藤於菟設計）が竣工し、同年福井県庁舎も鉄筋コンクリート造で建てられる。岐阜県庁舎はその翌年の竣工であり、現存する鉄筋コンクリート造県庁舎としては旧石川県庁舎とならび最初期の建物として、大きな建築史的意味をもつ。

構造は鉄筋コンクリート造地上 3 階建一部屋階付である。外壁一部に耐震壁を配置しており、その構造形式は、一部耐震壁付ラーメン構造と確認できる。

外壁の一階花崗岩石仕上げの部分は鉄筋入り煉瓦積が見られ、2、3 階及び間壁の主要部は鉄筋コンクリート造である。廊下其他の間仕切り壁は木造である。旧県会議事堂上部の小屋組は鉄骨鉄筋コンクリート構造である。

2- 2 構造的特徴と技術について

本項では、調査対象建築を構造物として扱い、構造的な特徴および構成する技術に焦点を当てて考察する。

当該構造物が設計から竣工および現在までの 89

表 3-1 旧岐阜県庁舎をめぐる自然災害と建築基準法の変遷

年	県庁	自然災害	建築基準法などの変遷
明治4	1872	現在の岐阜県誕生	
明治24	1891		濃尾地震 (M8. 0)
大正12	1923	起 工	関東大震災 (M7. 9)
大正13	1924	竣 工	
昭和8	1933		鉄筋コンクリート構造計算基準 制定
昭和19	1944		東南海地震 (M7. 9)
昭和20	1945		三河地震 (M6. 8)
昭和21	1946		南海地震 (M8. 0)
昭和22	1947		鉄筋コンクリート構造計算基準 改訂
昭和23	1948		福井地震 (M7. 1)
昭和25	1950		建築基準法 制定
昭和34	1959		伊勢湾台風
昭和41	1966	新県庁舎に機能移転	建築基準法 改正

年間に渡り、様々な自然災害を経験してきた。この期間に、社会的な要求から我が国の建築基準法等の改訂も何度かなされてきた。これらを表3-1に示す。

同表より、起工の年に関東大震災が発生していることが確認できる。関東大震災は、地震による被害も甚大であったが、2次災害である火災による建物の焼失面積も東京市の約半分と膨大であり、出火した火災が消火までに要した時間は3日間であったと報告されている。このようなことから、木造および鉄骨造の建物が火災に弱い建築物として認識され、主構造に鉄筋コンクリート造を採用したと考えられる。

本建物は、鉄筋コンクリート造地上3階建一部屋階付で、外壁一部に耐震壁を配置しているが、基本的にラーメン構造である。建物の最高高さは、19.09mである。平面形状は、山の字形で長手方向81.5m、短手方向48.2mの長方形平面である。基礎構造は、独立基礎を採用し、GL-2.84mの砂礫層に支持している(表3-2)。

構造区画は執務室などのスパンは約6.5mと鉄筋コンクリート造として無理のない柱割として計画されている。表3-1に示す通り、設計された当時は、鉄筋コンクリート構造を設計する基準は存在していなかった。大きなスパンを架け渡した梁は、生じる変形を抑制するため、柱2本を1セットとして配置している点が、この建物の構造設計に導入された新技術と指摘できる。

構造形式は鉄筋コンクリート造であるが、コンクリート強度は平成14年(2002)と23年(2011)に行われたコンクリート採取調査結果により、 $F_c=22.5(N/mm^2)$ 、鉄筋はSR235(N/mm^2)である。

旧岐阜県庁舎の竣工から約20年後の昭和19年(1944)から21年(1946)にかけて東南海地震、三河地震、南海地震と、東海地方に影響を及ぼした大きな地震が連続して発生する。しかしこの地震による旧岐阜県庁舎の構造躯体への大きな損傷は確認できない。構造物における現在観察される大きな変形は、主に議場のクリープ変形(経年劣化等による歪み・変形)によるものと推定される。この最大スパン約17mを支持する機構は、スパン北側に柱を2本配置することにより高い固定度を得ることがで

表3-2 構造規模

建築面積	約3000m ²
延べ床面積	約9400m ²
構造形式	鉄筋コンクリート造
階数	地上3階一部屋階付
軒高さ・最高高さ	14.85m, 19.09m
基礎	直接基礎(独立基礎形式)

き、大きな荷重による変形を抑制している。従って、構造躯体だけではなく建具や仕上げ材が変形を受けることも免れている。このような耐久性と耐火性に対するリダンダンシー(ゆとりや余裕)の確保が、竣工後89年間という時間の中で、この建物を長寿命化させている要因のひとつと評価したい。

3. 様式・意匠

3-1 外観意匠

建築様式は「岐阜県庁舎新築工事概要」(大正13年)によると、「近世式ニシテ専ラ立体美ノ表現ニ努メ、簡単利便ヲ旨トシ耐震耐火、実用的要件ヲ具備スルヲ以テ主眼トセリ。」とあるように、黎明期の鉄筋コンクリート構造の庁舎として、外観はほとんど装飾を廃して、モダニズムに近い意匠表現となっている。確かに同時期に竣工した福井、鹿兒島、神奈川、山梨、滋賀等の県庁舎の外観意匠と比べて、特に屋根や正面玄関周りなどが簡素な意匠で、官庁建築独特の威厳、厳めしさの表現についても極力控えめな印象をうける。

しかし注意深く見ると、よく構成されたファサードのデザインであることがわかる。まず第一に古典主義建築のセオリーに則った三層構成の正面立面をもつ。1階は壁脚部が長野県三留野(みどの)産花崗岩石張で仕上げられベースメント(基壇部分)をなす。2、3階はモルタル擬石仕上げであるが付柱の意匠が2、3階通しの大オーダーの佇まいを見せピアノノービレ(主要階)をなす。屋上部分はパラペットが立ち上がり、アテック部分をなす(図3-4)。

さらに正面の中央部と東西角、また背面側では旧県会議事堂部分を少し張り出させ、全体として立面に巧みに分節化された立体感を生み出してもいる。

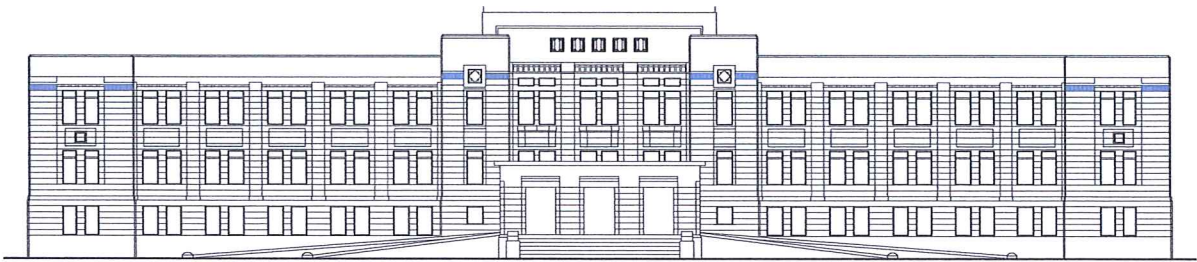


図 3-4 南側正面立面図

以上、全体として風格のある外観意匠をもついえよう。

3-2 内部空間

1) 平面計画の構成

旧岐阜県庁舎の平面計画は山の字形である。南面にある山の字の横棒の中央部分に車寄せ、正面玄関がある。玄関を入り正面階段を半階のぼると2階に達し、吹き抜けのある階段ホールに出る。この階段ホールは庁舎全体の動線上の要の位置にある。大階段はT字形の平面である。3階に達し、通路を少し戻ると玄関の上部の位置にある正庁に通じる。山の字の横棒部分の廊下を東端に進んだ位置に旧知事室があり、逆廊下を西に進むと西端に旧内務部長室に通じる。旧県庁舎の4役のうち、あとの2人の警察部長室と学務部長室は2階のそれぞれ東西端に位置する。横棒部分の他の部屋は、3階には正庁副室、高等官食堂や会議室等が位置し、2階は2人の部長に関連する警察と学務関連の諸室が並ぶ。一般の県庁事務の諸室は2階、3階の東西両翼棟に並ぶ。1階は両翼棟が書庫、倉庫等、横棒部分が食堂、調理室、印刷室、会計・金庫、文書、守衛等が位置し、一般の事務室というよりは、庁舎機能のサポート的空間である。再び大階段に戻って、その横を抜け、奥に進むと旧県会議事堂の議場に通じる。山の字形で言えば、中央の縦棒の先端に位置する。

主要階段は正面中央の階段ホールに加え、横棒と東西の両翼の交差部分にそれぞれ設けられている。両翼の交差部分の階段近くには東西側から入るサブ入口も設けられており、多くの職員や一般の来庁者は東西の階段を主要動線として利用していたと思われる。正面中央の玄関から入り、階段ホールを通るルートは、職員の中でもある程度以上の階級の者しか利用することができなかつたようである。

旧県会議事堂部分は県庁舎側からもアクセスできたが、庁舎北側に専用の正面玄関をもつ。この正面玄関は議員等に加え、傍聴者も利用していたと思われる。

以上のように旧岐阜県庁舎の山の字形をもとにした平面計画は明解であり、動線上も機能的にもよく練られた設計であると思われる。

2) 内部空間の構成

アプローチは南側正面の車寄せが左右から玄関ポーチにアクセスする。玄関ポーチの前面は8段の階段になっている。玄関ポーチの平面は幅は玄関ホールと同じで約13.5m、奥行6mほどで、壁柱で囲まれた空間である。以前に玄関ポーチでコンサートが開かれたことがあるが、気持ちよい場所である。アプローチが半階上がることによって、1階部分は半地下のような位置になる。諸室の機能も1階は庁舎全体のサポート的空間であることは前述した通りである。

玄関ホールは幅約13.5m、奥行8mほどの広さがあり、金属格子にガラス入りの重厚な玄関扉を入ると、2階に達する正面階段が目飛び込んでくる(図3-5)。階段左右にはブース上に飛び出した部分があり、守衛室になっている。玄関ホールは2階分の吹き抜けになっている。内部の仕上げは2階分の壁の内、上部は漆喰仕上げであるが、人がふれる下部の壁や階段周りや2階の階段ホールに通じる開口部周りは灰色系の大石で仕上げられている。玄関扉上部の壁には6枚の有名な岐阜県の自然や山岳をモチーフにしたステンドグラスが配されている(図3-6)。玄関ホールからまっすぐ見上げ、正面階段と2階階段ホール、さらにその先の3階の県会議事堂に通じる通路までも見通す眺めは圧巻である。また2階の階段ホールからこの玄関の上部に出られ



図 3-5 玄関からまっすぐ階段ホールにつながる階段



図 3-7 階段ホール



図 3-6 玄関ホールのステンドグラスの位置

るが、おもしろいテラス的小スペースとなっている。

階高は1階が低く、2、3階は同じであるが、3階の正庁のあるエリアだけは天井が高い。前述したように2、3階が主要階という印象である。

圧巻は階段ホールである(図3-7)。正面から入ってきて、Tの字に上る階段を12本の大理石の柱が囲み、平面に比べ高さが強調される空間に天窓からの光が差し込む。竣工当時の写真で見ると、天窓にはステンドグラスがはめ込まれ、階段の手すりには金属製らしき装飾があり、柱上部には柱頭飾りもつき、それは豪華な階段ホールであったことがしの



図 3-8 階段ホール2階床の常滑産タイル貼り

れる。階段ホールの床には常滑産のモザイクタイルが使われている(図3-8)。

2、3階の内部空間は一般の執務室は大梁と小梁を表した天井である。廊下の天井は梁を隠すように仕上げがあるため、執務室よりも低い。

東西の角部屋は天井仕上げが構造の梁を隠すように化粧の梁型で天井を井桁に区切るようにモールディングが付く。知事室だけは、円形のモールディングが施され、他と意匠が区別される。

正面中央の階段室は2階から3階に上がるものが吹き抜けになっていて、その内部空間は圧巻である。大理石張りの意匠は正方形のプランの中に、柱がやはり正方形をつくるように内側に12本建つ。階段は正面から真っ直ぐ上って踊り場で左右に分けられるT字型の構成である。

2、3階の正面側の東西の角部屋は、それぞれ、2階が旧警察部長と旧学務部長、3階が旧知事室と旧内務部長室であるが、大理石のマントルピースとその上の漆喰飾り、天井のモールディングが、それぞれ異なる意匠で部屋を飾る。マントルピース意匠は、幾何学的でアールデコ風のデザインに特徴がある。3階の正面中央の正庁は赤いクロス張りの壁が



図 3-9 旧知事室マントルピース



図 3-12 旧幹部食堂マントルピース



図 3-10 旧内務部長室マントルピース



図 3-13 旧警察部長室マントルピース



図 3-11 旧会議室マントルピース

特徴的である。

3) 内部空間の装飾

本項では、調査を行った主要各室の内、特に3階の「旧正庁」「旧知事室」「旧内務部長室」「旧会議室」「旧食堂」の5室の室内装飾の比較・分析を行う。



図 3-14 旧学務部長室マントルピース